

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③健康診査、がん検診等の実施及び結果の管理、保健指導</p> <p>対象となる健診（一次及び精密）の種類</p> <p>1) 肺がん検診 2) 乳がん検診 3) 胃がん検診 4) 子宮頸がん検診 5) 大腸がん検診 6) 肝炎ウイルス検診 7) 骨粗鬆症検診 8) 歯周疾患検診 9) 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査</p>
③システムの名称	健康管理システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、統合宛名システム ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムへ移行する。

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項及び別表111の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども・健康推進課
②所属長の役職名	こども・健康推進課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「阿賀町特定個人情報保護基本方針」、「阿賀町個人情報等管理規定」及び「阿賀町情報セキュリティポリシー」により、総括保護責任者、保護管理者、事務取扱担当者と組織体制の構築と役割の明確化を図り、管理区域内における適正な情報の取扱い、アクセス制限・アクセス者の識別、認証、保存期間を経過した不要となった情報の廃棄・削除等を複数人による確認のうえ行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は限定しており、またIDとパスワードによる認証によってアクセス権限の適切な管理を行っていることから不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1②システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム	健康管理システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、統合宛名システム	事後	
令和1年6月28日	I-2特定個人情報ファイル名	受診者ファイル、統合宛名ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和1年6月28日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76	①番号法第9条第1項、別表第一第76の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和1年6月28日	I-5①部署	健康福祉課	こども・健康推進課	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康福祉課長(神田 一秋)	こども・健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	II-1いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II-2いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和4年3月11日	I-1②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③健康診査、がん検診等の実施及び結果の管理、保健指導	事後	
令和4年3月11日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I-4②法令上の根拠		番号法第19条第8号、別表第二の102の2項	事後	
令和4年3月11日	II-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月11日	II-2いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年8月29日	I-1②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③健康診査、がん検診等の実施及び結果の管理、保健指導	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③健康診査、がん検診等の実施及び結果の管理、保健指導 対象となる健診(一次及び精密)の種類 1)肺がん検診 2)乳がん検診 3)胃がん検診 4)子宮頸がん検診 5)大腸がん検診 6)肝炎ウイルス検診 7)骨粗鬆症検診 8)歯周疾患検診 9)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査	事後	
令和4年8月29日	II-1いつの時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年8月29日	II-2いつの時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和6年12月27日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	健康管理システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、統合宛名システム	健康管理システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、統合宛名システム ※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムへ移行する。	事後	
令和6年12月27日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第一第76の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法 第9条第1項及び別表111の項	事後	
令和6年12月27日	I-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の102の2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和6年12月27日	II-1いつの時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和6年12月1日	事後	
令和6年12月27日	II-2いつの時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和6年12月1日	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考	新規	別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加項目